

## 社会福祉法人理事・監事等の報酬及び費用弁償に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人やまびこ会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、「評議員等」とは、次の各号に掲げる役職員をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事及び監事
- (3) 理事長が委嘱又は依頼した各種委員等

### (報酬)

第3条 評議員等には次の報酬等を支給する。

- (1) 評議員（非常勤）…日額（1回）4,000円
- (2) 理事及び監事（非常勤）…日額（1回）4,000円  
職員の理事・業務執行理事（常勤）…通常の勤務とみなす
- (3) 理事長が委嘱又は依頼した各種委員等（非常勤）…日額（1回）4,000円
- (4) 理事長が事務所で執務した時…日額（1回）4,000円

### (費用弁償)

第4条 評議員等が法人の職務のために旅行（市内での会議等を含む。以下同じ。）をしたときは、その旅行について、旅費を支給する。

2前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、旅費支給規則の例による。日当、費用弁償含む額（1回）は、4,000円とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、議決の日から施工し、平成29年4月1日から適用する。